

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 7 月 18 日（金）第3026号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則（※）	（社会福祉課取扱い） 1
○産業廃棄物処理施設設置許可の申請	（廃棄物・リサイクル対策課取扱い） 20

## 規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県規則第33号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和57年鹿児島県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の各号」を削り，同項中第5号を第6号とし，第4号を第5号とし，第3号の次に次の1号を加える。

（4）就労自立給付金支給決定調書（別記第3号様式の2）

第3条第2項中「の各号」を削る。

第4条第1項中「施行規則第2条第1項に規定する書面」を「法第24条第1項に規定する申請書」に，「同条第2項に規定する書面」を「施行規則第1条第5項に規定する申請書」に改め，同条第2項中「の各号」を削る。

第5条中「第24条第1項（同条第5項）」を「第24条第3項（同条第9項）」に，「第26条第1項」を「第26条」に，「よらなければならない」を「よるものとする」に改める。

第11条の見出し中「照会」を「照会等」に改め，同条に次の2項を加える。

2 法第24条第8項に規定する書面は，保護開始通知書（別記第27号様式の2）によるものとする。

3 地域振興局長等は，法第28条第2項の規定による報告を書面により求めるときは，扶養義務不履行理由照会書（別記第27号様式の3）によらなければならない。

第12条の見出しを「（資料提供等依頼）」に改め，同条第1項中「第29条」を「第29条第1項」に，「調査を囑託し，」を「書類の閲覧，資料の提供」に，「調査依頼書」を「資料提供等依頼書」に改める。

第15条第2項中「第24条第6項」を「第24条第10項」に，「よらなければならない」を「よるものとする」に改める。

第16条第1項中「施行規則第5条第2項に規定する」を「法第40条第2項の規定による」に改め，同条第2項中「よらなければならない」を「よるものとする」に改める。

第24条から第27条までを次のように改める。

（就労自立給付金）

第24条 施行規則第18条の4第1項に規定する申請書は，就労自立給付金支給申請書（別記第47号様式）によるものとする。

2 地域振興局長等は，法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金の支給を決定したと

きは就労自立給付金支給決定通知書（別記第48号様式）により、申請を却下したときは就労自立給付金支給申請却下決定通知書（別記第49号様式）により、当該申請をした被保護者に通知しなければならない。

第25条から第27条まで 削除

第34条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（費用等の徴収）」を付し、同条中「第78条の」を「第78条第1項から第3項までの」に、「費用の徴収を決定したときは費用徴収決定通知書（法第78条関係）」を「費用等の徴収を決定したときは費用等徴収決定通知書（法第78条関係）」に改め、本則に次の1条を加える。

第35条 施行規則第22条の3第1項に規定する申出書は、保護金品充当申出書（別記第58号様式）又は就労自立給付金充当申出書（別記第59号様式）によるものとする。

別記第1号様式（表）を次のように改める。

別記

第1号様式（第3条関係）

（表）

決裁区分	決裁権者	決裁回議				面接記録票 新・継		面接 番号	
面接年月日	年 月 日	面接者氏名	印						印
来訪者	要保護者				左記以外				
	氏名	性別	男・女	年齢	歳	氏名			
	世帯主氏名	世帯主との続柄			要保護者との関係				
	住所	住所							
	電話番号	電話番号							
備考	備考								
相談履歴	初回 ・ 回目（前回来所年月日： 年 月 日）								
保護歴	有（ 年 月 日 ～ 年 月 日） ・ 無								
相談内容	-----								
	-----								
	-----								
	-----								
要保護者の状況	急迫状態の判断	預貯金、現金等の保有状況							
		ライフラインの停止・滞納状況		電気		ガス		水道	
		国民健康保険料等の滞納状況							
	生計費等	収入				資産			
		支出				負債			
	世帯構成		1	2	3	4	5	6	
		氏名	-----						
		続柄	世帯主						
		年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	
	性別	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女		
健康・就労	-----								
扶養義務者	氏名	続柄	年齢	職業	住所		生活状態		
			歳						
			歳						
			歳						
制度の説明	実施（保護のしおり等：配布 ・ 未配布） ・ 未実施								
申請の意思	有 ・ 無								
面接結果	1 申請助言・援助    2 申請受理    3 相談指導のみ    4 関係機関への連絡    5 その他 (経緯、理由等)								
	-----								
	(面接者所見)								
-----									
-----									
査察指導員等の指導事項									
-----									
-----									
-----									

別記第 3 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 3 号様式の 2 ( 第 3 条関係)

就労自立給付金支給決定調書														
地区名	就労自立番号	ケース番号	世帯主氏名	支払方法	決定内容	認 定 日								
決 裁	決裁権者	回	議 担 当 者	起案年月日	決裁年月日	発送年月日								
就労自立給付金支給決定伺														
この調書のとおり決定してよろしいか。 なお、決裁の上は、別案により通知してよろしいか。														
決 定 理 由														
就労自立給付金決定欄														
	氏 名	算定対象月	収入充当額	算 定 率	積 立 額	積立合計額								
1		-----	-----	-----	-----									
		-----	-----	-----	-----									
		-----	-----	-----	-----									
		-----	-----	-----	-----									
2		-----	-----	-----	-----									
		-----	-----	-----	-----									
		-----	-----	-----	-----									
		-----	-----	-----	-----									
3		-----	-----	-----	-----									
		-----	-----	-----	-----									
		-----	-----	-----	-----									
		-----	-----	-----	-----									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">積立総額</td> <td style="width: 25%;">世帯構成</td> <td style="width: 25%;">上限額</td> <td style="width: 25%;">支給額</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>							積立総額	世帯構成	上限額	支給額				
積立総額	世帯構成	上限額	支給額											

注 1 積立額に、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 積立総額は、積立合計額を合算した額とする。

別記第11号様式中

資産の状況（別添1）	収入の状況（別添2）	関係先照会 への同意（別添3）	を
資産の状況（別添1）	収入の状況（別添2）	関係先照会 への同意（別添3）	に、「申請す
求職活動の状況			

る理由」を「受けようとする理由」に，「住宅・教育・介護・医療・生業・出産」を「教育・住宅・医療・介護・出産・生業」に，「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に，「申請者の住所」を「申請者 住所又は居所」に改め，同様式注4中「をして不正に」を「その他不正な手段により」に，「第85条」を「第85条第1項」に改め，同様式（別添1）（表）中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め，同様式（別添1）（裏）注3(1)及び(2)中「すべて」を「全て」に改め，同様式（別添1）（裏）注5中「第85条」を「第85条第1項」に改め，同様式（別添2）（表）中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に，「魚介，」を「魚介」に改め，同様式（別添2）（裏）注8中「第85条」を「第85条第1項」に改め，同様式（別添3）を次のように改める。

（別添3）

同 意 書

生活保護法による保護の決定若しくは実施又は費用等の徴収の決定のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の下記に掲げる事項（保護の廃止後にあつては、下記1，3及び4を除き，保護を受けていた期間における事項に限る。）につき，  
地域振興局長  
貴支庁長が官公署，日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）  
に対し，必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め，又は銀行，信託会社，私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また，貴地域振興局長  
支庁長の書類の閲覧若しくは資料の提供の要求に対し，官公署の長，日本年金機構又は共済組合等が応じ，又は銀行等が報告することについて，私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

記

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況，扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- 3 健康状態
- 4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

年 月 日

住所又は居所  
氏名

印

地域振興局長 殿  
支 庁 長

別記第13号様式（表）中「通り」を「とおり」に改め、同様式（裏）中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同様式（裏）給与証明書記載上の注意1中「すべて」を「全て」に改め、同様式（裏）給与証明書記載上の注意4中「あて」を「宛て」に改め、同様式（裏）給与証明書記載上の注意5中「第85条」を「第85条第1項」に改める。

別記第23号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「印」を「回」に改め、同様式注2中「第28条第4項」を「第28条第5項」に改める。

別記第26号様式（表）中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「すべて」を「全て」に、「(7) 収入の」を「(7) 収入を」に改め、同様式（表）注中「あたって」を「当たつて」に改め、同様式（裏）＜記入上の注意＞8中「第85条」を「第85条第1項」に改める。

別記第27号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「殿」を「様」に、「印」を「回」に、「決定実施上」を「決定や実施などのため」に改め、同様式（参考）を次のように改める。

（参考）

○生活保護法抜粋

（保護の補足性）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 （略）

○民法抜粋

（扶養義務者）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 （略）

別記第27号様式（別紙）中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月から」を「 年 月から」に、「m<sup>3</sup>」を「m<sup>2</sup>」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

第27号様式の2（第11条関係）

第 号  
年 月 日

## 保護開始通知書

様

地域振興局長  
支 庁 長

印

あなたに扶養する義務がある さん（住所 ）に対して生活保護法による保護の開始を決定しますので、生活保護法第24条第8項の規定により、下記のとおり通知します。

## 記

氏 名	
あなたとの続柄	
保護の開始の申請があつた日	

(参考)

## ○生活保護法抜粋

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 (略)

(申請による保護の開始及び変更)

第24条 (略)

2～7 (略)

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

9・10 (略)

※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」に該当するかどうかは、地域振興局長、支庁長において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断します。

## ○民法抜粋

(扶養義務者)

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 (略)

第27号様式の 3（第11条関係）

第 年 月 日 号

## 扶養義務不履行理由照会書

様

地域振興局長  
支 庁 長

印

あなたの 〃に当たる 〃さん（住所 〃）は生活保護法による保護を申請して（受けて）いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとされています。

つきましては、保護の決定や実施などのため必要がありますので、〃年 〃月 〃日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いいたします。

(特記事項)

(担当者 〃)

(参考)

○生活保護法抜粋

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 (略)

(申請による保護の開始及び変更)

第24条 (略)

2～7 (略)

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

9・10 (略)

※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」に該当するかどうかは、〃地域振興局長 〃支 庁 長 〃において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断します。

(報告、調査及び検診)

第28条 (略)

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行の

ため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

3～5 （略）

○民法抜粋

（扶養義務者）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 （略）

別記第28号様式を次のように改める。  
第28号様式（第12条関係）

第 年 月 日  
号

資料提供等依頼書

様（殿）

地域振興局長  
支 庁 長

印

生活保護法による保護の決定若しくは実施又は費用等の徴収の決定のために必要がありますので、下記事項について別紙により回答くださるよう、同法第29条第1項の規定により依頼します。

なお、回答いただいた事項については、当<sup>地域振興局</sup>支<sup>庁</sup>において情報の秘密の保護に万全を期していますので、念のため申し添えます。

記

- 1 対象者 住所  
氏名
- 2 回答依頼事項

（参考）

○生活保護法抜粋

（申請による保護の開始及び変更）

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

(5) (略)

2～10 (略)

（資料の提供等）

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

(1) 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

- (2) 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所，資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては，氏名及び住所又は居所を除き，当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）
- 2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長，日本年金機構又は共済組合等は，それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき，保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは，速やかに，当該情報を記載し，若しくは記録した書類を閲覧させ，又は資料の提供を行うものとする。

○生活保護法施行令抜粋

（政令で定める事項）

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は，支出の状況とする。

(別紙)

回答書

年 月 日

地域振興局長 殿  
支 庁 長

住所

氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主  
たる事務所の所在地、名称及び代  
表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号により依頼のあつたことについては、下記のと  
おりです。

記

1 対象者 住所  
氏名

2 回答事項

別記第33号様式（表）中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「印」を「回」に、「第24条第6項」を「第24条第10項」に、「出稼」を「出稼ぎ」に、「もの」を「者」に改め、同様式（裏）中「町民税」を「町村民税」に、「ウ 国民年金」を「ウ 国民年金，厚生年金等」に、

「

国 民 年 金	老 齡 年 金		円		
	障 害 年 金				
	母 子 年 金				
	老齡福祉年金				
	障害福祉年金				
	母子福祉年金				
児 童 扶 養 手 当					
特別児童扶養手当					
児 童 手 当					

を

」

「

年 金	老齡基礎年金		円		
	障害基礎年金				
	遺族基礎年金				
	老齡厚生年金				
	障害厚生年金				
	遺族厚生年金				
	老齡福祉年金				
児 童 扶 養 手 当					
特別児童扶養手当					
児 童 手 当					

に

」

改める。

別記第36号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「印」を「回」に、「生活保護法第40条第2項の規定により」を「保護施設を」に、「生活保護法施行規則第5条第2項」を「生活保護法第40条第2項」に、「種類」を「種類並びに所在地」に、「市町村長の」を「市町村の」に改める。

別記第37号様式を次のように改める。

第37号様式（第16条関係）

第 年	月	号 日
保護施設設置認可申請書		
鹿児島県知事	殿	
社会福祉法人等の所在地 社会福祉法人等の名称 代表者の氏名		印
<p>保護施設設置の認可を受けたいので、生活保護法第41条第2項の規定により、市町村の意見書を添えて申請します。</p>		
記		
1 保護施設の名称及び種類並びに所在地		
2 設置者たる法人の名称（設立認可書の写しを添付すること。）		
3 法人の主たる事務所の所在地及び資産状況		
4 法人の代表者の氏名、住所及び資産状況		
5 寄附行為、定款その他の基本約款		
6 建物その他の設備の規模及び構造（土地についてはその図面、建物については平面図及び立体図を添付すること。）		
7 取扱定員		
8 事業開始の予定年月日		
9 経営の責任者及び保護の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴（履歴書を添付すること。）		
10 経理の方針及び最近2か年間における収支決算書		
11 管理規程		

別記第41号様式、別記第44号様式及び別記第46号様式中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に、「所在地の名称」を「施設の所在地」に改める。

別記第47号様式から別記第51号様式までを次のように改める。

第47号様式（第24条関係）

### 就労自立給付金支給申請書

就労自立給付金の支給を受けたいので、生活保護法施行規則第18条の4第1項の規定により、下記のとおり必要書類を添えて申請します。

#### 記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	
	男 ・ 女	
	男 ・ 女	
	男 ・ 女	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 住所又は居所  
氏名

印

地域振興局長 殿  
支 庁 長

注 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受けた場合には、生活保護法第85条第2項又は刑法の規定によつて処罰されることがあります。

第48号様式（第24条関係）

第 年 月 日 号

## 就労自立給付金支給決定通知書

様

地域振興局長  
支 庁 長

印

年 月 日付けで申請のあつた生活保護法による就労自立給付金の支給について、下記のとおり支給することに決定したので、通知します。

## 記

- 1 支給額
- 2 保護の廃止時期
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
- 5 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

注1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところによりこの決定のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内（当該期間内であつても、当該決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）に、知事に対し審査請求をすることができます。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づくこの決定の取消しの訴えは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第69条の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から50日を経過しても裁決がないとき。

(2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6月以内（当該期間内であつても、当該裁決の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）提起しなければなりません。

第49号様式（第24条関係）

第 号  
年 月 日

就労自立給付金支給申請却下決定通知書

様

地域振興局長  
支 庁 長

印

年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金の支給については、下記の理由で却下決定したので、通知します。

## 記

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

注1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところによりこの決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内（当該期間内であつても、当該決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）に、知事に対し審査請求をすることができます。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づくこの決定の取消しの訴えは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第69条の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から50日を経過しても裁決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内（当該期間内であつても、当該裁決の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）提起しなければなりません。

第50号様式及び第51号様式 削除

別記第57号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「費用徴収決定通知書（法第78条関係）」を「費用等徴収決定通知書（法第78条関係）」に、「殿」を「様」に、「印」を「回」に、「第78条の規定により、あなたがこれまでに受けた（に受けさせた）生活保護費について」を「第78条第1項（第78条第2項、第78条第3項、第78条第1項及び第3項）の規定により」に、「費用を」を「徴収金を」に、「費用徴収金額」を「徴収金の額」に改め、同様式参考を次のように改める。

（参考）

○生活保護法抜粋

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前3項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

別記第57号様式の次に次の2様式を加える。

第58号様式（第35条関係）

## 保護金品充当申出書

私は、 年 月 日付け 第 号で徴収の決定の通知があつた徴収金については、 年 月分からの保護金品（金銭給付されるものに限る。以下同じ。）のうち毎月 円を、当該保護金品の交付期日をもつて当該徴収金の納入に充てる旨を生活保護法第78条の2第1項の規定により、申し出ます。

なお、本申出の撤回又は内容の変更を行わない限り、本申出に基づき、当該徴収金を全て納入するまで保護金品からその納入に充てます。

年 月 日

申出者 住所又は居所  
氏名

印

地域振興局長 殿  
支 庁 長

第59号様式（第35条関係）

## 就労自立給付金充当申出書

私は、 年 月 日付け 第 号で徴収の決定の通知があつた徴収金については、 年 月 日に支給される就労自立給付金の額の全部（うち、 円）を、当該就労自立給付金の交付期日をもつて当該徴収金の納入に充てる旨を生活保護法第78条の2第2項の規定により、申し出ます。この場合において、不足が生じる場合は、私の事業収入、就労収入その他の収入をもつてその納入に充てます。

年 月 日

申出者 住所又は居所  
氏名

印

地域振興局長 殿  
支 庁 長

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 鹿児島県告示第802号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同条第4項の規定により、申

請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成26年 7 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
九州北清株式会社  
宮崎県小林市東方4066番地25  
代表取締役 川井雄一
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
始良郡湧水町恒次字米ガミ1776番 4 外57筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
管理型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
燃え殻，汚泥，廃油（タールピッチ類に限る。），廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。），紙くず，木くず，繊維くず，動植物性残さ，動物系固形不要物，ゴムくず，金属くず，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。），鋳さい，がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。），動物のふん尿，動物の死体，ばいじん並びに13号廃棄物
- 5 申請年月日  
平成22年 5 月 20 日
- 6 縦覧の場所並びに期間及び時間
  - (1) 場所  
鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課，始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課及び同部大口支所
  - (2) 期間及び時間  
平成26年 7 月 18 日から同年 8 月 18 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 7 意見書の提出
  - (1) 提出期限  
平成26年 9 月 1 日  
なお、郵便又は信書便による意見書の提出は、平成26年 9 月 1 日までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。
  - (2) 提出先  
鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577）
  - (3) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）
    - ア 意見書の提出者の氏名及び住所
    - イ 許可の申請者の名称
    - ウ 生活環境の保全上の見地からの意見